

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第20号

社債トラブル

事業者が資金調達のために発行する「社債」。
最近「怪しい社債」をめぐるトラブルが急増しています。

事例

10日程前、アフリカのガーナで貧しい人達に、ボランティア事業をしているという会社から電話があり、その後書類が郵送されて来た。年12%の利回りで社債を募集しているという。高利回りで元本保証と説明にある。120万円を振り込むつもりだが、大丈夫か。

問題点

- ・怪しい社債の発行業者の事業の実態を把握することはむずかしく、特に最近ではボランティア事業とか環境保護など**社会貢献**をうたって、信頼できる事業者であると思わせ、契約させようとします。
- ・怪しい社債は金融機関が販売する公社債と比べ、**利率は著しく高いものが多い**ですが、証券会社が間に入っていないために、**契約後の転売はほぼできません**。
- ・社債そのものは元本が保証されている商品ではないので、「**元本保証**」とうたったものは問題があります。安易に契約しないようにしましょう！
- ・怪しい社債の勧誘を受けた人の中には、**未公開株**や**振り込め詐欺**の被害に遭った人もいるので、「**二次被害**」に**注意**しましょう！

被害に遭わないために

- 事業実態が不明な業者とは取引しない！
- 高利回りで儲かるなど、うまい話にご用心。
- 興味がなければ、きっぱりと断る。
- 契約を迫られても、その場で契約しない。
- 契約後に不安・不信感を抱いたら、すぐに消費生活センターに相談を！



わからな
いは、セン
ターに
聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)